

# 平成27年度入札契約制度の改正について

平成26年12月19日

## 第1 社会保険等未加入対策

国土交通省が推進している建設業者に対する社会保険等未加入対策に関する取り組みを行います。主な取り組みは以下の3点です。(社会保険等とは、健康保険、厚生年金及び雇用保険を指します。)

- ① 平成27年4月1日以降に、本市有資格者名簿建設工事部門に登載(更新を含みます。)を希望する者に、社会保険等に加入していることを求めます。(未加入である場合は加入が確認できるまで指名留保とします。)
- ② 平成27年4月1日以降に公告する建設工事において、社会保険等に加入していることを契約締結の条件とします。
- ③ 平成27年4月1日以降に公告する建設工事の契約において、元請業者が社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結することを原則禁止します。(※ただし、下請契約の代価の総額が3,000万円(建築一式の場合は4,500万円)以上の場合に限りません。)

違反した元請業者に対しては、国と同様に、下請契約の請負代金額に応じた制裁金を請求するとともに、指名停止の対象とします。ただし、制裁金の請求については、周知のため、平成27年10月以降に公告する建設工事を対象とします。

## 第2 建設工事関係

平成27年4月1日以降に公告する建設工事について、以下の点を改正します。

### 1 総合評価一般競争入札の拡大

総合評価一般競争入札の対象を許容価格1億円(現行:1億5,000万円)以上に改正します。同様に、低入札価格調査制度の対象も許容価格1億円(現行:1億5,000万円)以上とします。(それに伴い、最低制限価格制度の対象は許容価格1億円(現行:1億5,000万円)未満となります。)

### 2 総合評価一般競争入札(特別簡易型・簡易型)の技術評価基準の改正

総合評価一般競争入札(特別簡易型・簡易型)の技術評価基準における評価分類「企業の体制等」の評価項目の配点を以下のように改正します。

- ① 「ISO14000シリーズ認証取得の有無」の配点を1.0点(現行:0.5点)とします。
- ② 「市内外業者区分」の「市内業者及び従業員数50人以上の準市内業者」への配点を1.5点(現行:1.0点)とします。(改正後においても、現行どおり、対象が特別簡易型の土木工事である場合は、工事場所の属する区と同一の区に主たる営業所を有する者については更に0.5点を加点します。)

### 第3 建設コンサルタント業務等関係

土木関係建設コンサルタント業務，測量業務，建築関係建設コンサルタント業務，地質調査業務及び補償コンサルタント業務におけるダンピング対策を徹底するため，平成27年4月1日以降に契約を締結する業務等から以下の改正を行います。

#### 1 最低制限価格制度対象業務の拡大

最低制限価格制度対象業務を許容価格2,500万円未満（現行：1,000万円未満）まで拡大します。この改正に伴い，低入札価格調査対象業務は許容価格2,500万円以上（現行：1,000万円以上）となります。

#### 2 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引き上げ

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算出方法を見直し，次の計算式とします。

最低制限価格（低入札価格調査基準価格）＝①＋②＋③＋④

業種区分	①	②	③	④	設定範囲 (%)
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×4/10	—	60～80
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 ×6/10	諸経費×6/10	60～80
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×9/10	一般管理費等 ×3/10	60～80
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 ×9/10	解析等調査業務費 ×7.5/10	諸経費×4/10	2/3～85
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×9/10	一般管理費等 ×3/10	60～80

#### 3 入札参加制限について

上記算出方法の見直しに伴い，以下のとおりとします。

- (1) 最低制限価格制度対象業務における入札参加制限は廃止します。
- (2) 低入札価格調査対象業務における入札参加制限は，上記の低入札価格調査基準価格未満（現行：税抜き許容価格の75%未満）の応札で参加資格の確認対象者となった者を対象とします。

※ただし，上記(1)(2)ともに，現行において入札参加制限の対象となっている者は，当該入札に係る契約の履行が完了するまで他の業務の入札に参加できないものとします。

#### 第4 小修繕業者登録制度関係

現在試行中（平成26年度末まで）の小修繕業者登録制度について，新規登録を毎月受け付けることとして，再度2年間試行します。

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局監理課	Tel (086) 803-1195
	Fax (086) 803-1764
	E-mail: kanri@city.okayama.jp